

◆豪雨災害復旧・復興への要望書を提出。

11月21日 被災地区内商工団体として、内閣府特命大臣(防災)小此木八郎氏、中小企業庁長官 安藤久佳氏に朝倉商工会議所大隈会頭と朝倉市商工会岩下会長は、商工業への復旧・復興支援について、被災商工業者への復旧・復興の強力な支援に対する要望書を提出しました。(小此木大臣へ要望) (安藤長官へ要望)



◆店舗、事業所の朝倉市災害義援金の受付を開始しました。

九州北部豪雨によって床下浸水以上の被害を受けた店舗・事業所等の事業用建物に対して、朝倉市より義援金を配分します。当会議所ではその窓口業務を行っております。

【対象者】 床下浸水以上の被害を受けた店舗・事業所等の所有者、又は貸借者。

※個人又は法人(中小企業者)に限ります。

【配分基準額】 店舗・事業所等の所有者…30万円
店舗・事業所等の貸借者…15万円

【申込場所】 朝倉商工会議所(朝倉市甘木955-11)

【申込方法】 朝倉商工会議所の窓口に、朝倉市災害義援金の
申出書をご提出ください。

【申込の際の添付書類について】

- ①通帳の写し…通帳の表紙をめくって見開きのページ
- ②確定申告書の写し(直近のもの)、
又は法人登記記載事項証明書の写し(申請日から3ヶ月以内のもの)
- ③被害場所の写真…被害を受けたところの建物の写真
※「り災証明書」をお持ちの方は、写真に代えて「り災証明書」(写し可)。
- ④賃貸物件の場合…賃貸契約書の写し